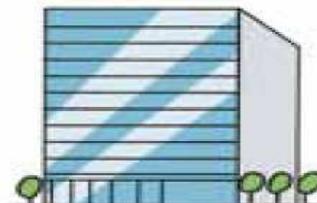


物流特殊指定の概要

- 物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示。
- 公正取引委員会は、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者を対象とする書面調査を実施している（令和3年度：荷主3万名、物流事業者4万名に調査票を発送）。

荷主



物品の運送・
保管の委託

物流事業者



荷主（特定荷主）

資本金3億円超

資本金1000万円超3億円以下

取引上の地位が優越している荷主

物流事業者（特定物流事業者）

資本金3億円以下（個人事業者を含む。）

資本金1000万円以下（個人事業者を含む。）

取引上の地位が劣っている物流事業者

物流特殊指定における禁止行為

- | | | |
|----------|-----------------|-------------------|
| ①代金の支払遅延 | ④物の購入強制・役務の利用強制 | ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し |
| ②代金の減額 | ⑤割引困難な手形の交付 | ⑧要求拒否に対する報復措置 |
| ③買いたたき | ⑥不当な経済上の利益の提供要請 | ⑨情報提供に対する報復措置 |